

# 韓国におけるいじめ対策法制

海外立法情報課 藤原 夏人

## 【目次】

はじめに

### I いじめをめぐる状況

- 1 韓国における「学校暴力」
- 2 学校暴力対策の沿革

### II 学校暴力の予防及び対策に関する法律

- 1 現行法の概要
- 2 現行法及び政府の対策における課題

おわりに

翻訳：学校暴力の予防及び対策に関する法律

## はじめに

韓国では、1990年代に入っていじめが社会問題化し、1995年から政府によるいじめ対策が始まった。2004年には、いじめ対策法として「学校暴力の予防及び対策に関する法律」（以下「学校暴力法」という。）を制定し、翌2005年からは、いじめ対策の5か年計画に沿っていじめ対策に取り組んできた。しかし、2011年末にいじめを苦にした中高生の自殺が相次ぎ、社会に大きな衝撃を与えた。2012年2月、政府はいじめの根絶に向けた総合対策を打ち出し、更なるいじめ対策に乗り出している。

本稿では、韓国のいじめをめぐる状況を整理し、2004年の制定以降、改正を重ねている学校暴力法の概要を紹介する。末尾には学校暴力

法の翻訳を付す。

### I いじめをめぐる状況

#### 1 韓国における「学校暴力」

日本の文部科学省は現在、いじめを「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」と定義しており、「個々の行為が『いじめ』に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする」との方針を示している<sup>(1)</sup>。

これに対し、韓国におけるいじめは、従来、暴行、傷害、脅迫等の物理的な暴力を中心とする「学校暴力」(학교폭력)の一類型として位置づけられ、いじめ対策も、学校暴力対策の範疇で扱われてきた<sup>(2)</sup>。学校暴力の定義が日本のいじめの定義と異なる上、教師への暴力は対象外であることから、「『学校暴力』を『校内暴力』や『いじめ』と翻訳するには限界があり、『学校暴力』はあくまで『学校暴力』として理解せざるを得ない」といわれる<sup>(3)</sup>。しかし、近年は通称「シャトル」(셔틀)と呼ばれる、いわゆる強制的な使い走りや、サイバー空間(インターネット、SNS等)における精神的な暴力の増加も問題視されている。その結果、後述する学校暴力法においても、近年の法改正により「強

(1) 文部科学省初等中等教育局児童生徒課「いじめの定義」(http://www.mext.go.jp/component/a\_menu/education/detail/\_icsFiles/afieldfile/2012/07/18/1304156\_01.pdf) 以下、インターネット情報は2013年5月1日現在である。

(2) 黄玉京「韓国におけるいじめ防止政策とその課題」喜多明人ほか編『子どもの権利—日韓共同研究』日本評論社、2009、p.210。なお、欧米諸国においても、いじめを社会問題の特定の領域と見なさず、校内暴力のような、別の文脈に位置づける国が多いことが指摘されている。森田洋司『いじめとは何か—教室の問題、社会の問題』中央公論新社、2010、p.22。

(3) 澤田浩之「韓国における『学校暴力』防止の取り組みと課題」『海保大研究報告』53(1)、2008、pp.33-34。

制的な使い走り」、「いじめ」及び「サイバーいじめ」が相次いで学校暴力の定義に追加された。

韓国の最近の学校暴力の特徴としては、①低年齢化、②中学校での高い発生率、③加害者と被害者の区別が困難（加害者と被害者が容易に入れ替わる）、④使い走り、サイバー空間でのいじめ等の増加、⑤加害者の集団化、等が指摘されている<sup>(4)</sup>。集団化については、韓国の小学校、中学校及び高等学校では通称「一陣」又は「一陣会」といわれる暴力グループが組織されているところが多いといわれる。政府は以前から暴力グループを取り締ってきたが、2012年2月に公表した「学校暴力根絶総合対策」（後述）の中でも、警察庁を中心として暴力グループの実態解明を進め、厳正に対処する方針を打ち出している<sup>(5)</sup>。

政府系研究機関の韓国教育開発院が小学校4年生から高校3年生まで約514万人を対象に2012年8月から10月にかけて実施した第2回学校暴力実態調査<sup>(6)</sup>によると、調査に回答した約379万人のうち、約32万1千人（約8.5%）が、最近6か月の間に被害を受けたと答えた（被害

件数は約56万件）。被害の類型は多い順に、ひどい悪口・からかい・脅迫（33.9%）、金品の恐喝（16.2%）、いじめ（11.4%）、強制的な使い走り（11.3%）、暴行・監禁（9.6%）、サイバーいじめ（7.3%）等となっている。

## 2 学校暴力対策の沿革

日本においていじめが「発見」され、社会問題化したのは1980年代前半といわれている<sup>(7)</sup>。韓国においても、いじめは「以前は主に個別的な問題として、あるいは子ども同士のケンカとして取り扱われていた<sup>(8)</sup>」といわれるが、1990年代以降、社会問題として認識されるに至り、1995年に当時の教育部<sup>(9)</sup>（部は省に相当）、検察庁、警察庁等の関係省庁別に、初めて政府による「学校暴力の予防、根絶対策」が講じられた<sup>(10)</sup>。

2001年、学校暴力対策のための法制定を求める市民団体の連合体が結成された。こうした動きに政府も呼応して立法措置が進められ、2004年1月、学校暴力法が制定された<sup>(11)</sup>。学校暴力法の制定により、国が5年ごとに学校暴力

(4) 「학교폭력근절 종합대책」（学校暴力根絶総合対策）『教育部報道資料』2012.2.6, pp.1-3. 〈[http://www.mest.go.kr/web/1128/site/contents/ko/ko\\_0133.jsp](http://www.mest.go.kr/web/1128/site/contents/ko/ko_0133.jsp)〉より

(5) 同上, p.21.

(6) 「2차 학교폭력 실태조사 결과 공개」（第2回学校暴力実態調査結果公開）『教育部報道資料』2012.11.16. 〈[http://www.mest.go.kr/web/1128/site/contents/ko/ko\\_0133.jsp](http://www.mest.go.kr/web/1128/site/contents/ko/ko_0133.jsp)〉より。なお、第1回学校暴力実態調査は2012年1月から2月にかけて郵送で実施され、回答者の約12.3パーセントが最近1年間に学校暴力の被害を受けたと回答している。「제1차 학교폭력 실태조사 결과」（第1回学校暴力実態調査結果）〈<http://www.mest.go.kr/web/60879/ko/board/view.do?bbsId=291&boardSeq=28751&mode=view>〉しかし、回答者数が対象者全体の4分の1程度に留まったため、第2回調査はオンライン調査に変更された。また、同実態調査とは対象者等が異なるが、2012年2月に警察庁が世論調査専門機関に依頼して行った調査では、回答者の17.2%が最近6か月に学校暴力の被害にあったと答えている。「경찰, 학교폭력 실태 진단 위한 전국 설문조사 실시」（警察、学校暴力実態診断のための全国アンケート調査実施）『警察庁報道資料』2012.3.7. 〈<http://www.police.go.kr/portal/bbs/view.do?nttId=8298&bbsId=B0000011&searchCnd=1&searchWrd=%ED%95%99%EA%B5%90%ED%8F%AD%EB%A0%A5&section=&sdate=&edate=&useAt=&replyAt=&menuNo=200067&viewType=&delCode=0&pageIndex=2>〉

(7) 森田 前掲注(2), p.4.

(8) 安東賢「韓国におけるいじめの現状と対策の課題」喜多明人ほか編 前掲注(2), p.215.

(9) 韓国では行政組織の再編に合わせて省庁の名称が頻繁に変更される。教育部は近年、教育人的資源部（2001年1月～2008年2月）、教育科学技術部（2008年2月～2013年3月）と名称が変更されたが、2013年3月23日の政府組織法の改正により、現在では再び教育部となっている。本稿では、すべて教育部と表記する。

(10) 黄 前掲注(2)

(11) 澤田 前掲注(3), p.36.

の予防及び対策のための基本計画を策定することや、学校ごとに設置される「学校暴力対策自治委員会」（教師、保護者、警察官、法曹関係者、学識経験者等で構成。以下「自治委員会」という。）が、被害児童・生徒<sup>(12)</sup>の保護、加害児童・生徒の懲戒等を行うこと等が定められ<sup>(13)</sup>、今日に至る韓国の学校暴力対策の基本的な枠組みが形成された。

学校暴力法の規定に基づき、政府は翌 2005 年から「学校暴力の予防及び対策 5 か年基本計画（2005～2009）<sup>(14)</sup>」を策定・実施し、2010 年 1 月にはそれに続く「第 2 次学校暴力の予防及び対策 5 か年基本計画（2010～2014）<sup>(15)</sup>」を公表して実施してきた。また、学校暴力法についても、制定以降改正が重ねられ、各広域自治体（日本の都道府県又は政令指定都市に相当）への学校暴力対策地域委員会の設置、各学校における学校暴力担当チーム（所属教師等で構成）の設置等に関する規定が追加され、学校暴力対策の強化が図られた<sup>(16)</sup>。

しかし、2011 年 12 月、学校暴力を苦にした中高生の自殺が相次いだことで、依然として学

校暴力問題が解消されていないことが露呈し、社会に大きな衝撃を与えた。政府は 2012 年 2 月 6 日、「学校暴力根絶総合対策」を公表し、これまでの対策が、「学校現場の根本的な変化を引き出すことができなかった<sup>(17)</sup>」との反省に立ち、「学校暴力根絶 7 大実践政策」（①学校の長及び教師の役割及び責任の強化、②通報・調査体制の改善並びに加害者及び被害者に対する措置・支援の強化、③ピアカウンセリング（児童・生徒が自ら相談相手や仲裁役となり、問題解決につなげること）による予防教育の拡大、④保護者教育の拡大及び保護者の責任の強化、⑤教育全般における人格教育、⑥家庭と社会の役割強化、⑦ゲーム・インターネット中毒等の有害要因対策<sup>(18)</sup>）を策定して更なる対策に乗り出し、その中で、加害児童・生徒の加害事実等を学生生活記録簿（内申書）へ記載する方針も打ち出した。また、政府は同年 11 月、学校暴力予防総合ポータルサイト「Stop Bullying<sup>(19)</sup>」を開設し、同年 12 月に学校現場における学校暴力への対処方針を記載した「学校暴力事案処理ガイドブック<sup>(20)</sup>」及び「学校暴力事案処理 Q&A<sup>(21)</sup>」

(12) 原文では「被害学生」である。学校暴力法における「学生」は、小学生、中学生及び高校生を指すため、本稿では、原文で「学生」と表記されている場合は、特に断りがない限り「児童・生徒」と訳出する。

(13) 「학교폭력예방및대책에관한법률」(学校暴力の予防及び対策に関する法律)〈[http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK\\_TYPE=LAW\\_BON&LAW\\_ID=A1829&PROM\\_DT=20040129&PROM\\_NO=07119](http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1829&PROM_DT=20040129&PROM_NO=07119)〉

(14) 「학교폭력 예방 및 대책 5 개년 기본계획 (2005-2009)」(学校暴力の予防及び対策 5 か年基本計画 (2005-2009))〈<http://www.mest.go.kr/web/1121/ko/board/view.do?bbsId=159&boardSeq=7789>〉

(15) 「학교폭력 예방 및 대책 5 개년 계획」(学校暴力の予防及び対策 5 か年計画)『教育部報道資料』2010.1.13.〈[http://www.mest.go.kr/web/1128/site/contents/ko/ko\\_0133.jsp](http://www.mest.go.kr/web/1128/site/contents/ko/ko_0133.jsp)〉より

(16) 学校暴力法の法改正の変遷及び主な改正事項については、次の資料を参照。윤계형 (ユン・ケヒョン) ほか『「학교폭력 예방 및 대책에 관한 법률」에 대한 입법평가』(「学校暴力の予防及び対策に関する法律」に対する立法評価) 韓国法制研究院, 2012, pp.38-54.〈<http://www.klri.re.kr/kor/publication/pubResearchReportView.do?seq=1204>〉

(17) 前掲注(4), p.5.

(18) ゲームが学校暴力の一因として取り上げられたことについて韓国ゲーム産業協会は、学校暴力問題の本質を歪曲し、ゲーム業界に責任転嫁しようとしていると批判している。「학교폭력근절대책 관련 성명서」(学校暴力根絶対策関連声明書)『協会報道資料』2012.2.7.〈<http://www.gamek.or.kr/>〉より

(19) 「Stop Bullying」〈<http://www.stopbullying.or.kr/>〉

(20) 「학교폭력 사안처리 가이드북」(学校暴力事案処理ガイドブック)〈[http://stopbullying.or.kr/?module=file&act=procFileDownload&file\\_srl=117015&sid=9bbfc390f67ff7478c1be9b055e8bd38](http://stopbullying.or.kr/?module=file&act=procFileDownload&file_srl=117015&sid=9bbfc390f67ff7478c1be9b055e8bd38)〉

(21) 「학교폭력 사안처리 Q&A」(学校暴力事案処理 Q&A)〈[http://stopbullying.or.kr/?module=file&act=procFileDownload&file\\_srl=117017&sid=7122c2983b4a72dd8f8df3056763beec](http://stopbullying.or.kr/?module=file&act=procFileDownload&file_srl=117017&sid=7122c2983b4a72dd8f8df3056763beec)〉

を「Stop Bullying」上で公表した。

政府による学校暴力根絶総合対策の公表と前後して、国会においても学校暴力法の改正に関する審議が進められ、2012年1月及び3月に相次いで学校暴力法が改正された<sup>22)</sup>。法改正により、加害児童・生徒への措置及び被害児童・生徒への支援が強化されるとともに、年2回以上、学校暴力実態調査を実施すること等が定められた。また、2012年7月、「最近の深刻な社会問題となっている学校暴力の原因及び対策を議論するため」として、同年末まで国会に「学校暴力対策特別委員会」が設置された<sup>23)</sup>。

## II 学校暴力の予防及び対策に関する法律

### 1 現行法の概要

韓国における学校暴力対策の根拠法となっているのが、2004年に制定された学校暴力法である。学校暴力法は制定以降、改正を重ねており、現行法は本則32条から成る<sup>24)</sup>。概要は次のとおりである。

#### ・ 目的 (第1条)

学校暴力法は、学校暴力の予防及び対策に必要な事項を定めることにより、被害児童・生徒の保護、加害児童・生徒の指導及び教育並びに被害児童・生徒と加害児童・生徒との間の紛争の調停を通じ、児童・生徒の人権を保護し、児童・生徒を健全な社会構成員として育成するこ

とを目的としている。教育的な目的により制定された法律であり、犯罪の処罰を目的とする刑法とは立法目的が異なる<sup>25)</sup>。

#### ・ 定義 (第2条)

学校暴力法の対象となる「学校」は、小学校、中学校及び高等学校（特殊学校及び各種学校を含む）である。学校暴力法における「学校暴力」、「いじめ」及び「サイバーいじめ」の定義は、次のとおりである。

#### 「学校暴力」 (학교폭력)

学校の内外において、児童・生徒を対象として発生した傷害、暴行、監禁、脅迫、略取誘拐、名誉毀損、冒とく、恐喝、強要、強制的な使い走り、性暴力、いじめ、サイバーいじめ、情報通信網を利用したわいせつ情報及び暴力情報の流布等により、身体、精神又は財産上の被害を伴う行為。

#### 「いじめ」 (따돌림)

学校の内外において、2人以上の児童・生徒が、特定の児童・生徒又は特定集団の児童・生徒を対象として、継続的又は反復的に身体的又は心理的攻撃を加え、相手が苦痛を感じるようにする一切の行為。

#### 「サイバーいじめ」 (사이버 따돌림)

インターネット、携帯電話等の情報通信機器

22) 「학교폭력예방 및 대책에 관한 법률 일부개정법률안 (대안)」(学校暴力の予防及び対策に関する法律一部改正法律案(委員会代案)) <[http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill\\_id=PRC\\_Q1Z1P1D2N2Z8C1J7T1R7E4A6Z8N2B6](http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_Q1Z1P1D2N2Z8C1J7T1R7E4A6Z8N2B6)>; 「학교폭력예방 및 대책에 관한 법률 일부개정법률안 (대안)」(学校暴力の予防及び対策に関する法律一部改正法律案(委員会代案)) <[http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill\\_id=PRC\\_F1D2X0Y2S1K4K1O1S2F1O0W0B8Y1L6](http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_F1D2X0Y2S1K4K1O1S2F1O0W0B8Y1L6)>

23) 「학교폭력대책 특별위원회 구성의 건」(学校暴力対策特別委員会構成の件) <[http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill\\_id=PRC\\_C1R2V0O7V0Y9B1D7C4F6A5H7X4K9U2](http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_C1R2V0O7V0Y9B1D7C4F6A5H7X4K9U2)>

24) 「학교폭력예방 및 대책에 관한 법률」(学校暴力の予防及び対策に関する法律) <[http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK\\_TYPE=LAW\\_BON&LAW\\_ID=A1829&PROM\\_DT=20130323&PROM\\_NO=11690](http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1829&PROM_DT=20130323&PROM_NO=11690)>

25) 前掲注(21), p.8.

を利用し、児童・生徒が特定の児童・生徒を対象として継続的、反復的に心理的攻撃を加え、又は特定の児童・生徒に関連した個人情報又は虚偽の事実を流布し、相手が苦痛を感じるようにする一切の行為。

2012年1月の法改正により、「学校暴力」の定義に「いじめ」及び「強制的な使い走り」が追加されたのに続き、2012年3月の法改正により、さらに「サイバーいじめ」が追加された。また、「学校暴力」の定義について、従来は「児童・生徒間に発生した」行為とされていたが、2012年3月の法改正により「児童・生徒を対象として発生した」行為に改められた。これにより、学校暴力の被害者が児童・生徒であれば、加害者が児童・生徒でない場合であっても、学校暴力法上の保護が受けられる道が開かれた。

#### ・他の法律との関係（第5条）

学校暴力法は、学校暴力の規制、被害児童・生徒の保護及び加害児童・生徒に対する措置において、他の法律に特別の規定がある場合を除いて適用され（第5条第1項）、性暴力については、他の法律に規定があるときは、この法律を適用しないことになっている（第5条第2項）。一見、刑法、少年法等、他の法律が適用された場合は、学校暴力法を適用することができないと解釈する余地があるが、実際には、学校暴力法と、それ以外の法律を重疊的に適用することが可能であると解釈されている<sup>26)</sup>。性暴力についても、他の法律の適用と併せて、学校暴力法を適用することが可能とされている<sup>27)</sup>。

#### ・基本計画（第6条）

教育部長官（文部科学大臣に相当）が、学校暴力の予防及び対策に関する政策目標及び方向性を設定し、それに基づいた基本計画を5年ごとに策定する。同基本計画は、次に述べる学校暴力対策委員会における審議を経て策定しなければならない。

#### ・学校暴力対策委員会（第7条～第8条）

学校暴力の予防及び対策に関する事項を審議するため、国務総理の所轄の下に学校暴力対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。対策委員会は、国務総理及び専門家が共同で委員長となり、共同委員長2人を含む20人以内の委員で構成する。

#### ・学校暴力対策地域委員会及び学校暴力対策地域協議会（第9条～第10条の2）

2008年の法改正で、各広域自治体に委員長1人を含む11人以内の委員で構成する学校暴力対策地域委員会（以下「地域委員会」という。）を置くこととなった。地域委員会は、基本計画に基づき、地域の学校暴力予防対策を毎年策定する。また、2012年3月の法改正により、基礎自治体（日本の市町村又は特別区に相当）には、各機関との相互協力等を協議する学校暴力対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を置くこととなった。地域協議会は、委員長1人を含む20人前後の委員で構成する。

#### ・教育監の任務（第11条の1～第11条の2）

韓国では、教育事務は広域自治体の所管とされており、執行機関として、広域自治体ごとに

26) 澤田浩之「韓国における学校暴力予防法改正と今後の課題」『広島修大論集』50(2), 2010.2, pp.143-144. <[https://shudo-u.repo.nii.ac.jp/?action=pages\\_view\\_main&active\\_action=repository\\_view\\_main\\_item\\_detail&item\\_id=993&item\\_no=1&page\\_id=13&block\\_id=28](https://shudo-u.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=993&item_no=1&page_id=13&block_id=28)> 同論文では、解釈の混乱を生じさせないためにも、第5条第1項を削除すべきとの見解が示されている。

27) 前掲注21), p.9.

直接選挙で選出される教育監（独任制）が置かれている<sup>28)</sup>。教育監は、教育に関する条例案の作成及び提出、教育に関する予算案の編成及び提出、小学校、中学校及び高等学校の設置、移転及び廃止に関する事務等、教育事務全般を所管する。教育監の下には、教育監の事務を補助するための補助機関（広域自治体の教育庁）が置かれているほか、下級教育行政機関として、1つ又は複数の基礎自治体の管轄区域に地域教育庁が置かれている。

教育監は、広域自治体の教育庁に、学校暴力の予防及び対策を専管する部署を設置・運営しなければならない。また、教育監は、学校の長に対し、学校暴力の予防及び対策に関する実施計画を策定・実施させる義務があるほか、年2回以上、学校暴力実態調査を実施しなければならない。

教育監は、学校暴力に関する調査権を有している。学校暴力が発生した際、当該学校の長に対して経過及び結果の報告を求めることができるほか、学校暴力の被害児童・生徒の面談、加害児童・生徒の調査、さらには加害児童・生徒の保護者の調査を行うこともできる。教育監は、学校の長又は当該学校に所属する教師が、学校暴力を矮小化又は隠蔽しようとしたときは、教育公務員法又は私立学校法の規定による懲戒委員会に対し、懲戒議決を要求しなければならない。他方、学校の長が学校暴力を隠蔽することを防ぐため、教育監は学校暴力の発生頻度を学校の長の業務遂行評価の否定的資料として用いてはならない。なお、教育監は学校暴力の予防

及び対策に寄与した教師の勤務成績評定に加算点を付与することが可能である。

#### ・ 関係機関との協力等（第 11 条の 3）

教育部長官、教育監、地域教育長（地域教育庁の長）及び学校の長は、学校暴力に関連した個人情報提供等を、警察庁長、地方警察庁長、当該地域を管轄する警察署長及び関係機関の長に要請することができる。

#### ・ 学校暴力対策自治委員会（第 12 条～第 13 条）

学校暴力の予防及び対策に関連した事項を審議するため、学校ごとに自治委員会を設置する。2012年1月の法改正により、2校以上が共同で自治委員会を設置することも可能となった。自治委員会は、当該管轄地域で発生した学校暴力について、学校の長及び管轄警察署長に対し、関連資料の提出を要請することができる。自治委員会で審議する事項は、次のとおりである。

- ①学校暴力の予防及び対策の策定のための学校の体制の構築
- ②被害児童・生徒の保護
- ③加害児童・生徒に対する指導及び懲戒
- ④被害児童・生徒と加害児童・生徒の間の紛争の調停
- ⑤その他大統領令で定める事項

自治委員会は委員長1人を含む5人以上10人以内の委員で構成する。委員の過半数は、保護者代表に委嘱しなければならない。大統領令

<sup>28)</sup> 「韓国の教育自治」自治体国際化協会, p.22. 2004.5. <[http://www.clair.or.jp/j/forum/c\\_report/pdf/254.pdf](http://www.clair.or.jp/j/forum/c_report/pdf/254.pdf)> 国家行政事務のうち、広域自治体に委任される事務で教育・学芸に関する事務を教育監が処理する場合には、中央政府（教育部）の下級行政機関としての地位をあわせ持つとされる。韓国の地方教育行政に関する制度は、「地方教育自治に関する法律」で規定されている。「지방교육자치에 관한 법률」（地方教育自治に関する法律）<[http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK\\_TYPE=LAW\\_BON&LAW\\_ID=A0809&PROM\\_DT=20130405&PROM\\_NO=11724](http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A0809&PROM_DT=20130405&PROM_NO=11724)>

(学校暴力法施行令<sup>29)</sup> 第 14 条の規定により、学校の長は、次の①から⑦に該当する者の中から自治委員会の委員を任命又は委嘱する。なお、委員長は委員の中から互選される。

- ①当該学校の教頭
- ②当該学校の教師のうち、生活指導経験のある教師
- ③保護者代表
- ④裁判官、検察官又は弁護士
- ⑤当該学校を管轄する警察署に所属する警察公務員
- ⑥医師の資格を有する者
- ⑦その他学校暴力予防及び青少年保護に関する知識及び経験が豊富な者

委員長は、次の①から⑥の場合に自治委員会を招集しなければならない。2012 年 3 月の法改正により、自治委員会は少なくとも四半期ごとに 1 回以上開催することが義務付けられた。

- ①自治委員会の在籍委員の 4 分の 1 以上が要請するとき。
- ②学校の長が要請するとき。
- ③被害児童・生徒又はその保護者が要請するとき。
- ④学校暴力が発生した事実の通報又は報告を受けたとき。
- ⑤加害児童・生徒が被害児童・生徒又は通報・告発した児童・生徒に対し脅迫又は報復した事実の通報又は報告を受けたとき。

⑥その他委員長が必要と認めるとき。

#### ・ 専門相談教師の配置及び担当チームの構成 (第 14 条)

学校の長は学校に相談室を設置するとともに、専門相談教師<sup>30)</sup>(スクールカウンセラー)を置く。専門相談教師は、学校の長又は自治委員会の要求があるときは、学校暴力に関連した被害児童・生徒及び加害児童・生徒との面談結果を報告しなければならない。

また、学校の長は、教頭、専門相談教師、保健教師(養護教諭)、責任教師(学校暴力担当教師)等により、学校暴力問題の担当チーム<sup>31)</sup>を設置するとともに、学校暴力を認知したときは、遅滞なく担当チーム又は所属教師に対し、学校暴力の有無を確認させることになっている。なお、被害児童・生徒又はその保護者は、被害事実の確認のため、担当チームに実態調査を要求することができる。

#### ・ 学校暴力予防教育等 (第 15 条)

学校の長は、学校暴力予防等のための教育を、児童・生徒に対して学期ごとに 1 回以上実施しなければならない。同様に、学校の長は、教職員及び保護者に対する教育も、学期ごとに 1 回以上実施しなければならない。

#### ・ 被害児童・生徒の保護 (第 16 条)

自治委員会は、被害児童・生徒の保護のために必要と認めるときは、次の①から⑤の措置を講じることを学校の長に要請することができる。

29) 「학교폭력예방 및 대책에 관한 법률 시행령」(学校暴力の予防及び対策に関する法律施行令) <[http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK\\_TYPE=LAW\\_BON&LAW\\_ID=B3663&PROM\\_DT=20130323&PROM\\_NO=24423](http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=B3663&PROM_DT=20130323&PROM_NO=24423)>

30) 専門相談教師の資格は、大学又は大学院において所定の教育課程を履修する等の方法により取得することができる。専門相談教師の資格には 1 級と 2 級があり、1 級の取得には一定の実務経験を要する。資格要件の詳細は、初等中等教育法の別表 2 を参照。「초·중등교육법」(初等中等教育法) <[http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK\\_TYPE=LAW\\_BON&LAW\\_ID=A0811&PROM\\_DT=20130323&PROM\\_NO=11690](http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A0811&PROM_DT=20130323&PROM_NO=11690)>

31) 原文では「専担機構」である。

- ①心理相談（カウンセリング）及び助言
- ②一時保護
- ③治療及び治療のための療養
- ④学級交替
- ⑤その他被害児童・生徒の保護のために必要な措置

自治委員会の要請を受けた学校の長は、被害児童・生徒の保護者の同意を得て7日以内に当該措置を講じ、それを自治委員会に報告しなければならない。ただし、急を要する場合は、自治委員会からの要請前に、学校の長の判断で①、②又は⑤の措置を講じることができる。なお、従来、被害児童・生徒への措置に含まれていた「転校勧告」は、加害児童・生徒への指導よりも、被害児童・生徒に転校を促している現状を改善するため、2012年3月の法改正により削除されたが、希望により被害児童・生徒が自発的に転校する道も開かれている<sup>32)</sup>。

被害児童・生徒が、専門団体又は専門家から①から③までの相談、治療等を受けるのに必要な費用は、加害児童・生徒の保護者が負担しなければならない。加害児童・生徒が加害事実を否定し、被害児童・生徒の治療が遅延することを防ぐため、学校の長又は被害児童・生徒の保護者が希望するときは、学校安全共済会又は広域自治体の教育庁が先に費用を負担し、後にそれら機関が加害者の保護者に対し求償権を行使するようにすることも可能である。

・ 障害のある児童・生徒の保護（第16条の2）

何人も障害等を理由に障害を有する児童・生徒に学校暴力を行使してはならない。自治委員会は、学校暴力により被害を受けた障害を有する児童・生徒の保護のため、障害者専門カウンセラーのカウンセリング又は障害者専門治療機

関での療養措置を学校の長に要請することができる。同条は2009年の法改正により新設された。

・ 加害児童・生徒に対する措置（第17条）

自治委員会は、被害児童・生徒の保護及び加害児童・生徒の指導・教育のため、加害児童・生徒に対し、次の①から⑨までの措置を講じ、ことを学校の長に要請しなければならない。

- ①被害児童・生徒に対する書面による謝罪
- ②被害児童・生徒及び通報・告発した児童・生徒に対する接触、脅迫及び報復行為の禁止
- ③学校における奉仕
- ④社会奉仕
- ⑤学内外の専門家による特別教育の履修又は心理療法
- ⑥出席停止（2012年3月の法改正により日数制限を撤廃）
- ⑦学級交替
- ⑧転校
- ⑨退学処分

⑨の退学処分は、義務教育課程（小学校及び中学校）の加害児童・生徒に対しては適用しない。自治委員会は、学校の長に措置を要請する前に、加害児童・生徒及びその保護者に対し、意見陳述の機会を付与する等、適正な手続を経なければならない。加害児童・生徒が、被害児童・生徒又は通報・告発した児童・生徒に対して脅迫又は報復行為を行った場合は、自治委員会は措置を併科し、又は措置内容を加重することができる。また、2012年3月の法改正により、従来は10日以内に制限されていた⑥出席停止の日数制限が撤廃されるとともに、⑧転校について、加害児童・生徒が再び被害児童・生徒の

<sup>32)</sup> 前掲注(2), p.18.



所属する学校に戻れないようにすることや、②、③、④、⑥、⑦及び⑧の措置を受けた加害児童・生徒については、さらに教育監が指定した機関において特別教育又は心理療法を受けること、②から⑨までの措置を受けた加害児童・生徒が、当該措置を拒否又は忌避した場合は、自治委員会が追加の措置を学校の長に要請することができること等が定められた。なお、加害児童・生徒が特別教育を受けるときは、自治委員会は、加害児童・生徒の保護者にも当該教育を受けさせなければならない。加害児童・生徒の保護者が教育を受けないときは、300万ウォン(1円=11ウォンとして約27万円)以下の過料が課される(第22条第2項)。

自治委員会からの要請を受けた学校の長は、14日以内に当該措置を講じなければならない。ただし、急を要する場合は、自治委員会からの要請前に、学校の長の判断で①、②、③、⑤又は⑥の措置を講じることができる(⑤と⑥は併科可)。前述の「学校暴力事案処理ガイドブック」においても、事案が重大な場合は、学校の長が加害児童・生徒に対して、まず出席停止措置を講ずる旨の記載がある<sup>33)</sup>。

#### ・ 審査の請求(第17条の2)

被害児童・生徒又はその保護者は、自治委員会又は学校の長が被害児童・生徒又は加害児童・生徒に対して講じられた措置(何らの措置も講じられなかった場合を含む<sup>34)</sup>)に異議があるときは、当該措置を受けた日から15日以内又は当該措置があったことを知った日から10日以内に、地域委員会に審査を請求することができる。

また、加害児童・生徒に対する⑧転校及び⑨退学処分について異議がある児童・生徒又はそ

の保護者(加害児童・生徒及び加害児童・生徒の保護者を含む)は、当該措置を受けた日から15日以内又は当該措置があったことを知った日から10日以内に、当該地域を管轄する広域自治体の児童・生徒懲戒調停委員会<sup>35)</sup>に審査を請求することができる。

#### ・ 紛争の調停(第18条)

自治委員会は、学校暴力に関連して被害児童・生徒側と加害児童・生徒側に紛争(損害賠償額等)が生じたときは、当該紛争を調停することができる。ただし、紛争の調停期間は1か月を超えることができない。異なる学校に所属する児童・生徒の間に紛争が発生した場合は、教育監が当該自治委員会の委員長と協議し調停する。

#### ・ 学校の長の義務(第19条)

学校の長は、教育監に対し、学校暴力が発生した事実、被害児童・生徒への措置、障害を有する被害児童・生徒への措置、加害児童・生徒への措置、審査の請求並びに紛争の調停の措置及び結果を報告するとともに、関係機関と協力して校内の学校暴力グループの結成の予防及び解体に努力しなければならない。

#### ・ 学校暴力の通報義務(第20条)

学校暴力の現場を目撃し、又はその事実を知った者は、何人であっても直ちに学校等の関係機関に通報しなければならない。通報を受けた機関は、これを当該学校の長等に通報し、当該学校の長は、自治委員会に遅滞なく通報しなければならない。

#### ・ 緊急電話の設置等(第20条の2～第20条の6)

国又は地方公共団体は、学校暴力の通報を随

<sup>33)</sup> 前掲注<sup>20)</sup>, pp.58-59.

<sup>34)</sup> 前掲注<sup>21)</sup>, p.51.

<sup>35)</sup> 初等中等教育法第18条の3の規定により、教育監の所轄の下に設置される委員会。

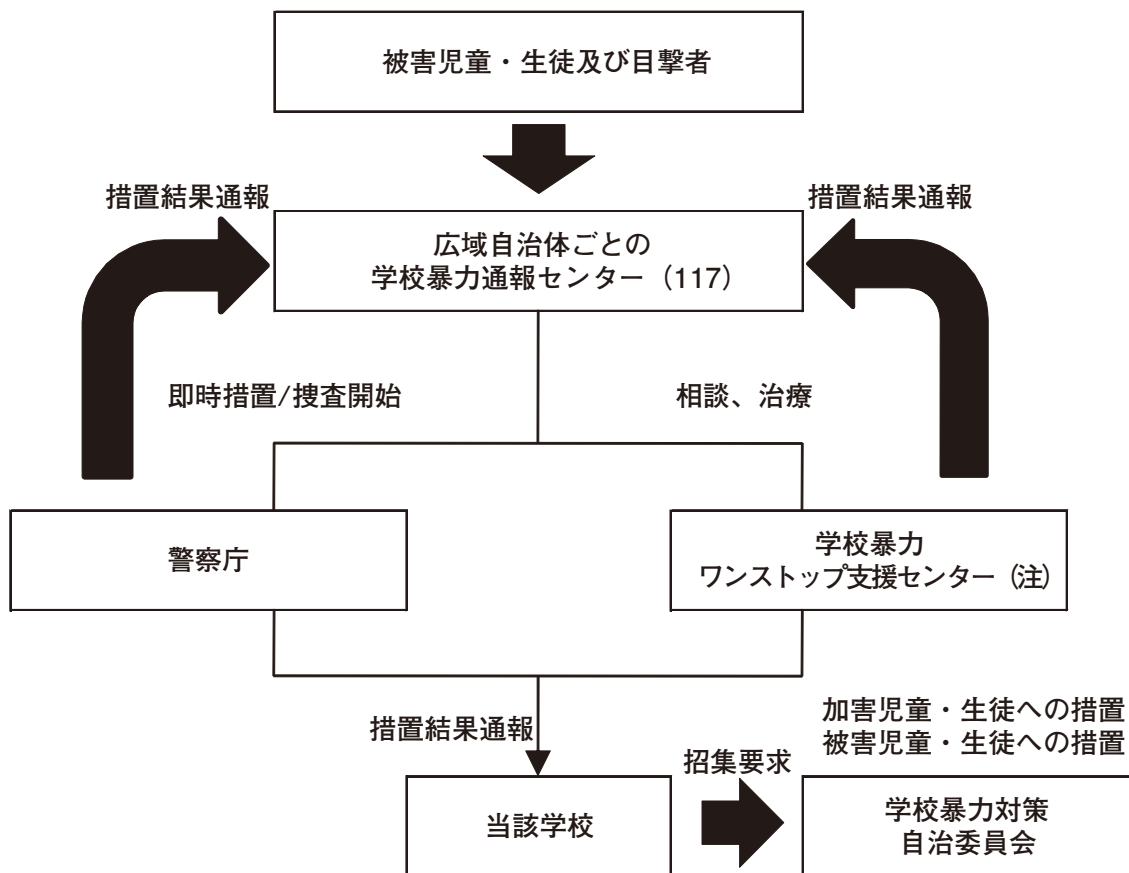
時受付け、これに対する相談に応じることができるよう、緊急電話を設置しなければならない(第20条の2)。なお、従来は電話による学校暴力通報窓口は関係省庁ごとに分かれていたが、政府の学校暴力根絶総合対策の一環として、警察が管理する117番に一元化された<sup>36)</sup>(図)。

2012年3月の法改正により、学校暴力の予防等に役立てるための情報通信網の利用等(第20条の4)、各学校への児童・生徒保護人員の配置等(第20条の5)及び映像情報処理機器(防犯カメラ)の統保管制(第20条の6)に関する条項も新設された<sup>37)</sup>。

情報通信網の利用等に関する条項は、学校等が学校暴力の予防に役立てるため、位置情報提供等のサービスを利用しようとする場合の根拠規定となる条項であり、国、地方公共団体又は教育監は、費用の全部又は一部を支援することができる。

児童・生徒保護人員の配置に関する条項は、現在、各学校に配置されている「ペウトチキミ」(배움터지킴이: 学び舎の守り人の意)等の法的根拠を整備するために新設された。ペウトチキミとは校内の巡回等を行い、学校暴力の予防、部外者の立入りの監視等を行う警備員

図 117 番への一元化



(注) 教育部、女性家族部等が運営する地域の支援施設を指す。

(出典) 「학교폭력 사안처리 가이드북」(学校暴力事案処理ガイドブック), p.83. <[http://stopbullying.or.kr/?module=file&act=procFileDownload&file\\_srl=117015&sid=9bbfc390f67ff7478c1be9b055e8bd38](http://stopbullying.or.kr/?module=file&act=procFileDownload&file_srl=117015&sid=9bbfc390f67ff7478c1be9b055e8bd38)> を基に筆者作成。

36) 「韓国：いじめは117番 警察が相談受理、積極介入」『毎日新聞』2013.2.14.

37) 情報通信網の利用等、児童・生徒保護人員の配置等及び映像情報処理機器の統保管制の各条項に関する立法目的については、次の資料を参照。「학교폭력예방 및 대책에 관한 법률 일부개정법률안 심사보고서」(学校暴力予防及び対策に関する法律一部改正法律案審査報告書) <[http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill\\_id=PRC\\_O1S1D0N6G0A1L1R0P3C6B5X0Y5N4T2](http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_O1S1D0N6G0A1L1R0P3C6B5X0Y5N4T2)>

であり、退職教師、退職警察官等がペウトチキミとして活動している。2012年現在、7,451校に8,355人のペウトチキミが配置されている<sup>38)</sup>。

映像情報処理機器の統合管制に関する条項は、国及び地方公共団体が、学校の内外に設置された防犯カメラを一元的に監視・管理できるようにする条項である。2012年現在、児童・生徒の安全のため、全国の小学校、中学校及び高等学校の97.6%に当たる11,087校に、計100,053台の防犯カメラが設置されている(1校当たり平均約9台)<sup>39)</sup>。人員不足等の理由により、各学校単位でリアルタイムに監視することが困難という実情を踏まえ、国及び地方公共団体が一元的に監視・管理することができるよう、その根拠となる条項が新設された。

## 2 現行法及び政府の対策における課題

### (1) 加害児童・生徒への措置をめぐる議論

加害児童・生徒への措置を、現行の学校暴力法の規定よりも強化すべきとの議論がある。学校暴力は中学校で最も多く発生しているが、現行法では義務教育課程にある加害児童・生徒への退学処分を行うことができない。加害児童・

生徒に対する効果的な措置を講じるため、義務教育課程にある加害児童・生徒であっても、常習的な加害児童・生徒に対しては、別途の教育施設で教育を受けさせる措置の必要性が指摘されている<sup>40)</sup>。また、現行法においては、障害を有する児童・生徒に対する保護に関する規定が置かれているが、障害を有する児童・生徒への学校暴力に対しては、通常よりも加重された措置を講じるべきとの意見がある<sup>41)</sup>。さらに、近年問題となっている「サイバーいじめ」に対する処罰規定の新設を求める意見もある<sup>42)</sup>。

その一方で、現行法では、学校暴力事件が発生した場合、担当チームによる加害児童・生徒に対する調査の段階及び自治委員会による措置決定段階のいずれにおいても、加害児童・生徒の人権を保護するための手続が具体的に規定されておらず、加害児童・生徒側が弁明する機会が十分に与えられていないとの指摘がある<sup>43)</sup>。また、「加害児童・生徒の処罰のみが強調され、教育的アプローチが消えている<sup>44)</sup>」との批判もある。

加害児童・生徒への措置に関しては、学生生活記録簿(内申書)への記載をめぐる問題も起こっている。前述のとおり、学校暴力根絶総合対策において、政府は自治委員会が加害児童・

38) 「" 학생보호 및 학교안전 강화를 위한 개선방안 " 발표」(「学生保護及び学校安全強化のための改善方案」発表)〈<http://www.mest.go.kr/web/60880/ko/board/view.do?bbsId=292&boardSeq=38381>〉ペウトチキミ以外の名称(「学校保安官」等)も含めた警備員全体の数は、10,633人である。

39) 同上

40) 이승현(イ・スンヒョン)『「학교폭력 예방 및 대책에 관한 법률」의 개정내용 및 개선방안」(「学校暴力の予防及び対策に関する法律」の改正内容及び改善方案)『刑事政策研究』23(2), 2012, pp.177-178.

41) 同上, p.178.

42) 조인식(チョ・インシク)『학교폭력 근절 대책의 문제점과 개선방안—가해학생 선도 및 조치를 중심으로—」(学校暴力根絶対策の問題点及び改善方案—加害学生の善導及び措置を中心に—)国会立法調査処, 2012.11, pp.41-42. 〈[http://www.nars.go.kr/publication/boardView?div=10&type=05&invest\\_id=BDM00000012677&baseURL=/publication/board?div=10^type=05](http://www.nars.go.kr/publication/boardView?div=10&type=05&invest_id=BDM00000012677&baseURL=/publication/board?div=10^type=05)〉

43) 이동명(イ・ドンミョン)・김후년(キム・フニョン)「학교폭력법에 의한 징계절차에 관한 연구—가해학생에 대한 교육적 접근을 중심으로—」(学校暴力法の規定による懲戒手続に関する研究—加害学生に対する教育的アプローチを中心に—)『法と政策』18(2), 2012.8, p365-370.

44) 「학생 처벌에만 치중 ‘학교의 법원화」(児童・生徒の処罰のみ重視 ‘学校の裁判所化’)『한겨레』2013.2.8. 〈<http://www.hani.co.kr/arti/society/schooling/572725.html>〉

生徒に対して下した懲戒事項を学生生活記録簿へ記載する方針を打ち出し、すでに実施しているが、このことが加害児童・生徒の人権をめぐって問題となっている。2012年8月、国家人権委員会は、国務総理、教育部等の関係機関に対し、人権に配慮した学校文化醸成のための総合政策を勧告し、その中で学生生活記録簿への記載について「記録が長期間維持されるため、入試及び卒業後の就職活動にも影響を及ぼしかねないという点、1、2回の一時的な問題行動により社会的に烙印を押されかねないという点等にかんがみ、過度な措置であると判断される」として改善を求めた<sup>(45)</sup>。しかし、教育部は、学校暴力対策の効果が損なわれるおそれがあるとの理由から、国家人権委員会の勧告の受入れを拒否した<sup>(46)</sup>。また、教育部と、同部の方針に従わない一部広域自治体の教育庁（京畿道教育庁等）との間には軋轢が生じており、学生生活記録簿への記載を保留したことに対する教育部からの職員懲戒要求を、当該教育庁が拒否する事態も発生している<sup>(47)</sup>。なお、韓国の代表的な教員組合の一つである韓国教員団体総連合会が、政府の学校暴力根絶総合対策公表から1年を迎えて教職員を対象に実施したアンケート調査では、最も効果的な対策として学生生活記録簿への記載を挙げた回答が一番多く、全回答の18%

であった<sup>(48)</sup>。

## (2) 学校の体制—学校の長、担任教師、専門相談教師、担当チーム、保護者—

学校暴力法第11条第5項の規定により、教育監は学校暴力が発生する頻度を、学校の長の業務遂行評価の否定的な資料に用いてはならないことになっている。これについて、学校暴力隠蔽を防ぐ点では妥当な面がないわけではないが、学校暴力の発生自体に学校の長が責任を負わない点は改善されなければならないとして、学校の長の責任強化を求める意見がある<sup>(49)</sup>。また、担任教師についても、学校暴力に対する責任を引き受けさせるため、担任教師の裁量権を拡大するとともに、担任教師がきちんと児童・生徒との面談や生活指導に当たることができるよう多忙な業務環境を改善する必要性が指摘されている<sup>(50)</sup>。

専門相談教師については、以前から不足が指摘されていたが、現在も解消されていない。2011年現在、全国の小学校、中学校、高等学校及び教育庁に配属されている専門相談教師数は900人に満たず、多くの小学校、中学校及び高等学校には常勤の専門相談教師がいないといわれる<sup>(51)</sup>。専門相談教師の配置に関する事項を、学校暴力法ではなく初等中等教育法で規定する

(45) 「인권위, 인권친화적 학교문화 조성 위한 종합정책 권고」(人権委、人権に配慮した学校文化醸成のための総合政策を勧告)『国家人権委員会報道資料』2012.8.3. <[http://www.humanrights.go.kr/04\\_sub/body02.jsp?m\\_link\\_url=04\\_sub/body02.jsp&m\\_id1=72&m\\_id2=75&m\\_id3=&m\\_id4=&flag=VIEW&SEQ\\_ID=605386](http://www.humanrights.go.kr/04_sub/body02.jsp?m_link_url=04_sub/body02.jsp&m_id1=72&m_id2=75&m_id3=&m_id4=&flag=VIEW&SEQ_ID=605386)>

(46) 「교과부, 학교폭력 가해사실 학생부 기재 관련 인권위 권고 수용 않기로」(教科部、学校暴力加害事実学生生活記録簿記載関連人権委勧受容しないことに)『教育部報道資料』2012.8.16. <[http://www.mest.go.kr/web/1128/site/contents/ko/ko\\_0133.jsp](http://www.mest.go.kr/web/1128/site/contents/ko/ko_0133.jsp)> より

(47) 「(입장) 징계의결, 집행요구 부당, 입장 변화 없다」((立場)懲戒議決及び執行要求は不当、立場の変更ない)『京畿道教育庁報道資料』2013.3.7. <[http://www.goe.go.kr/main.ado?menugrp=050300&master=bbs&act=view&master\\_sid=163&sid=31754&SearchColumn=&SearchValue=&Page=4&SearchCategory=도교육청](http://www.goe.go.kr/main.ado?menugrp=050300&master=bbs&act=view&master_sid=163&sid=31754&SearchColumn=&SearchValue=&Page=4&SearchCategory=도교육청)>

(48) 「교총, 학교폭력근절 종합대책 1년 평가 교원실문조사 결과 발표」(教総、学校暴力根絶総合対策1年の評価教員アンケート調査結果発表)『全北教員団体総連合会報道資料』2013.2.4. <<http://www.jfta.or.kr/2012/inner.php?mode=view&no=358&pno=2&sMenu=F1000>> なお、最も少なかった回答は「複数担任制」(2%)であった。

(49) ユンほか 前掲注(16), pp.129-130.

(50) 同上, pp.170-171.

(51) イ 前掲注(40), pp.180-181.

よう法改正を行い、学校暴力による被害が最も多い中学校から、順次専門相談教師を増員していく必要性が指摘されている<sup>52)</sup>。また、学校暴力法では専門相談教師及び担当チームの役割が限定的にしか規定されていないため、それらの役割を明記する提案もなされている<sup>53)</sup>。

保護者に対しては、前述のとおり学校暴力法第15条の規定により、学校の長が学期ごとに1回以上の頻度で学校暴力予防等の教育を実施しなければならないことになっているが、家庭環境の改善を通じた学校暴力の予防のため、保護者に対する教育をさらに強化すべきとの指摘がある<sup>54)</sup>。また、保護者の側に教育を受けることを義務付けることも提案されている<sup>55)</sup>。前述の韓国教員団体総連合会による教職員へのアンケートにおいても、政府の学校暴力根絶総合対策を継続するための最優先課題として「学校と保護者の協力拡大及び保護者教育」を挙げる回答(27%)が最も多かった<sup>56)</sup>。

### (3) 学校暴力に関する裁判外紛争手続の整備

現行の学校暴力法においては、自治委員会が加害児童・生徒側と被害児童・生徒側の間の紛争を調停することができることになっている。しかし、自治委員会が準司法的手続を進めるにあたっては困難が伴う。一例として、後に後遺症が発生した場合に、さらなる訴訟を生み出してしまうおそれがあること等が指摘されている<sup>57)</sup>。改善案として、司法機関又は司法専門家が積極

的に参加する客観性及び中立性を備えた紛争調停機関を設立することや、調停が成立した場合は、裁判上の和解と同じ法的効力が認められるようにする提案がなされている<sup>58)</sup>。

### (4) 地域における取組み

これまでも、地域における学校暴力対策の不備が指摘されており、「警察と検察、そして地域社会機関の参加を促してはいるものの、役割分担が不明確であり、学校暴力が発生した場合、誰によってどのように助けを受けるべきなのかというサービス供給のシステムが不明確<sup>59)</sup>」との批判があった。また、2008年に学校暴力法が全面改正された際、政府レベルの対策委員会と、学校レベルの自治委員会の間を広域自治体レベルの地域委員会が新設されたが、地域委員会の役割が限定されているため、地域委員会をもっと活用すべきとの指摘もあった<sup>60)</sup>。2012年1月の法改正により、2以上の学校による自治委員会を設置することが可能となり、さらに同年3月の法改正により、基礎自治体レベルにも地域協議会が新設され、制度面での整備が進んだ。これらをどのように有効活用していくのかは今後の課題といえよう。

地域における取組みに関しては、政府による学校暴力根絶総合対策の公表後、警察庁に積極的な動きが見られる。電話による通報窓口の117番への一元化に加え、学校暴力専門警察官(スクールポリス)を306人から514人に増員

52) 同上

53) 澤田 前掲注(26), pp.146-147.

54) チョ 前掲注(42), pp.37-38.

55) 同上

56) 前掲注(48)

57) イ 前掲注(40), pp.181-182.

58) 同上

59) 黄 前掲注(2), p.213.

60) 澤田 前掲注(3), p.52; 澤田 前掲注(26), pp.136-137.

し<sup>(61)</sup>、2013年2月、さらに167人を加えて681人に増員した<sup>(62)</sup>。学校暴力専門警察官とは、学校への常駐又は定期的な巡回に加え、犯罪予防教育、自治委員会への参加、児童・生徒との面談及び指導等、学校暴力に関する業務のみを担当する警察官である。2012年現在、全国の小学校、中学校及び高等学校の93.4%に当たる10,745校の自治委員会に警察官が参加している<sup>(63)</sup>。警察庁は今後、1人10校体制（現在は1人20校体制）の確立に向けて、2014年までに1,138人体制の構築を目標とする方針を打ち出している。

2012年9月26日に開催された国会の学校暴力対策特別委員会において、警察庁のホン・イクテ生活安全局長は、「今後警察は、学校暴力専門警察官を中心として対応システムの整備を進めていく。中長期的には、家庭・学校・警察すべてが参加する地域別対応体制の整備のため、ハブの役割を積極的に担っていく<sup>(64)</sup>」と述べている。

## おわりに

2012年は、学校暴力対策が大幅に強化された1年であった。学校暴力法が1月と3月に相次いで改正され、加害児童・生徒への懲戒及び被害児童・生徒に対する支援が強化されたほか、同年2月に政府が学校暴力根絶総合対策を公表し、同対策に基づいた取組みが継続的に進められている。学校暴力根絶総合対策の成果として、「学校暴力に対する我々の社会の認識が変わった<sup>(65)</sup>」ことを評価する意見もある。自治委員会の活動も以前より活発になっている。2012年3月から8月の半年間の自治委員会の審議件数は17,097件に達し、2010年の10,470件、2011年の13,680件を半年間で上回った<sup>(66)</sup>。しかし、学校暴力による自殺は現在も後を絶たない。学校暴力問題は一朝一夕に解決する問題ではないため、国会における議論でも、政府の対策が「一過性に終わってはならない<sup>(67)</sup>」と指摘されている。

2013年2月25日に発足した朴槿恵（パク・クネ）新政権も、前政権に引き続いていじめ問題に取り組む姿勢を見せている。同年3月14

(61) 「학교폭력 근절 대책, 학교와 손잡고함께 추진해 나가겠습니다」(学校暴力根絶対策、学校と手を取り、ともに推進して行きます)『警察庁報道資料』2012.6.5. <<http://www.police.go.kr/portal/bbs/view.do?nttId=8367&bbsId=B0000011&searchCnd=1&searchWrd=%ED%95%99%EA%B5%90%ED%8F%AD%EB%A0%A5&section=&sdate=&edate=&useAt=&replyAt=&menuNo=200067&viewType=&delCode=0&pageIndex=1>>

(62) 「학교폭력, 신학기 초부터 단단히 고삐 죄다」(学校暴力、新学期初めからしっかりと手綱を握る)『警察庁報道資料』2013.2.19. <<http://www.police.go.kr/portal/bbs/view.do?nttId=13009&bbsId=B0000011&searchCnd=&searchWrd=&section=&sdate=&edate=&useAt=&replyAt=&menuNo=200067&viewType=&delCode=0&pageIndex=4>>

(63) 「2012년 11월 학교폭력 관련 학교정보공시」(2012年11月学校暴力関連学校情報公示)『教育部報道資料』2012.11.30. <[http://www.mest.go.kr/web/1128/site/contents/ko/ko\\_0133.jsp](http://www.mest.go.kr/web/1128/site/contents/ko/ko_0133.jsp)>より

(64) 「제 311 회국회 (정기회) 학교폭력대책특별위원회회의록 제 2 호」(第311回国会(定期会)学校暴力対策特別委員会会議録第2号), p.11. <[http://likms.assembly.go.kr/kms\\_data/record/data2/311/pdf/311jk0002b.PDF#page=1](http://likms.assembly.go.kr/kms_data/record/data2/311/pdf/311jk0002b.PDF#page=1)>

(65) 박효정 (パク・ヒョジョン) 「학교폭력의 근본적 대안은 인성교육」(学校暴力の根本的対案は人格教育) <[http://www.korea.kr/policy/societyView.do?newsId=148753764&call\\_from=naver\\_news](http://www.korea.kr/policy/societyView.do?newsId=148753764&call_from=naver_news)>

(66) 前掲注(63)

(67) 前掲注(64), pp.14-15.

日、政府は緊急次官会議を招集し、防犯カメラの拡充、専門相談教師の増員、暴力グループの集中取締り等を進めるとともに、2013年度上半期に実施する学校暴力実態調査の結果を分析

し、後続措置を講じる計画であることを明らかにした<sup>68)</sup>。

(ふじわら なつと)

---

<sup>68)</sup> 「신학기 학교폭력 대책 집중 점검 및 대대적 단속 실시」(新学期学校暴力対策集中点検及び大々の取締り実施) 『国務総理室報道資料』2013.3.14. <[http://pmo.go.kr/pmo\\_web/main.jsp?state=view&idx=62735&sub\\_num=20](http://pmo.go.kr/pmo_web/main.jsp?state=view&idx=62735&sub_num=20)>

# 学校暴力の予防及び対策に関する法律

학교폭력예방 및 대책에 관한 법률

((他) 一部改正 2013.3.23 法律第 11690 号 施行日 2013.3.23)

海外立法情報課 藤原 夏人訳

## 第 1 条 (目的)

この法律は、学校暴力の予防及び対策に必要な事項を定めることにより、被害児童・生徒<sup>(1)</sup>の保護、加害児童・生徒の指導<sup>(2)</sup>及び教育並びに被害児童・生徒と加害児童・生徒との間の紛争の調停を通じ、児童・生徒の人権を保護し、児童・生徒を健全な社会の構成員として育成することを目的とする。

## 第 2 条 (定義)

この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 「学校暴力」とは、学校の内外において、児童・生徒を対象として発生した傷害、暴行、監禁、脅迫、略取誘拐、名誉毀損、冒とく、恐喝、強要、強制的な使い走り、性暴力、いじめ、サイバーいじめ、情報通信網を利用したわいせつ情報及び暴力情報 [ の流布 ]<sup>(3)</sup>等により、身体、精神又は財産上の被害を伴う行為をいう。
- 1 の 2 「いじめ」とは、学校の内外において、2 人以上の児童・生徒が、特定の児童・生徒<sup>(4)</sup>又は特定集団の児童・生徒を対象として、継続的又は反復的に身体的又は心理的攻撃を加え、相手が苦痛を感じるようにする一切の行為をいう。

- 1 の 3 「サイバーいじめ」とは、インターネット、携帯電話等の情報通信機器を利用し、児童・生徒が特定の児童・生徒を対象として継続的、反復的に心理的攻撃を加え、又は特定の児童・生徒に関連した個人情報又は虚偽の事実を流布し、相手が苦痛を感じるようにする一切の行為をいう。
- 2 「学校」とは、初等中等教育法<sup>(5)</sup>第 2 条の規定による初等学校、中学校、高等学校、特殊学校及び各種学校並びに同法第 61 条の規定により運営される学校をいう。
- 3 「加害児童・生徒」とは、加害者のうち学校暴力を行使し、又はその行為に加担した児童・生徒をいう。
- 4 「被害児童・生徒」とは、学校暴力により、被害を受けた児童・生徒をいう。
- 5 「障害のある児童・生徒」とは、身体的障害、精神的障害、知的障害等により、障害者等に対する特殊教育法<sup>(6)</sup>第 15 条に規定する特殊教育を必要とする児童・生徒をいう。

## 第 3 条 (解釈及び適用の注意義務)

この法律の解釈及び適用については、国民の権利が不当に侵害されないよう、注意しなければならない。

- (1) 同法における「学生」は、小学生、中学生及び高校生を指すため、原文で「学生」と表記されている部分は、特に断りがない限り「児童・生徒」と訳出した。
- (2) 原文では「善導」である。
- (3) 脚注及び訳文中の [ ] 内の語句は、全て訳者による補記である。
- (4) 原文では「者」であるが、前後の文脈から「児童・生徒」と訳出した。
- (5) 「초·중등교육법」(初等中等教育法) <[http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK\\_TYPE=LAW\\_BON&LAW\\_ID=A0811&PROM\\_DT=20130323&PROM\\_NO=11690](http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A0811&PROM_DT=20130323&PROM_NO=11690)> 以下、インターネット情報は 2013 年 5 月 1 日現在である。
- (6) 「장애인 등에 대한 특수교육법」(障害者等に対する特殊教育法) <[http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK\\_TYPE=LAW\\_BON&LAW\\_ID=A2061&PROM\\_DT=20130323&PROM\\_NO=11690](http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A2061&PROM_DT=20130323&PROM_NO=11690)>



#### 第4条（国及び地方公共団体の責務）

- ① 国及び地方公共団体は、学校暴力を予防して根絶するために、調査、研究、教育、啓発等、必要な法的又は制度的な仕組みを整備しなければならない。
- ② 国及び地方公共団体は、青少年関連団体等の民間の自律的な学校暴力予防活動、被害児童・生徒の保護並びに加害児童・生徒の指導及び教育活動を奨励しなければならない。
- ③ 国及び地方公共団体は、第2項の規定による青少年関連団体等の民間が建議した事項に対しては、関連施策に反映させるよう、努力しなければならない。
- ④ 国及び地方公共団体は、第1項から第3項までの規定に基づく責務を果たすために、必要な行政的及び財政的支援を行わなければならない。

#### 第5条（他の法律との関係）

- ① 学校暴力の規制、被害児童・生徒の保護及び加害児童・生徒に対する措置において、他の法律に特別の定めがある場合を除き、この法律を適用する。
- ② 第2条第1号の規定中、性暴力については、他の法律に規定があるときは、この法律を適用しない。

#### 第6条（基本計画の策定等）

- ① 教育部長官は、この法律の目的を効果的に達成するため、学校暴力の予防及び対策に関する政策の目標及び方向性を設定し、それに基づいた学校暴力の予防及び対策に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を、第7条の規定による学校暴力対策委員会の審議

を経て策定し、これを実施しなければならない。

- ② 基本計画には、次の各号に掲げる事項を盛り込むこととし、5年ごとに策定しなければならない。この場合には、教育部長官は、関係中央行政機関等の意見を取りまとめなければならない。
  - 1 学校暴力の根絶のための調査、研究、教育及び啓発
  - 2 被害児童・生徒に対する治療、リハビリテーション等の支援
  - 3 学校暴力関連行政機関及び教育機関の相互の協力及び支援
  - 4 第14条第1項の規定による専門相談教師<sup>(7)</sup>の配置及びこれに対する行政的及び財政的な支援
  - 5 学校暴力の予防並びに被害児童・生徒及び加害児童・生徒の治療及び教育を行う青少年関連団体（以下「専門団体」という。）又は専門家に対する行政的及び財政的支援
  - 6 その他学校暴力の予防及び対策のために必要な事項
- ③ 教育部長官は、大統領令<sup>(8)</sup>で定めるところにより、特別市、広域市、特別自治市、道及び特別自治道（以下「市・道」という。）の教育庁の学校暴力の予防及び対策並びにそれに対する成果を評価し、公表しなければならない。

#### 第7条（学校暴力対策委員会の設置及び機能）

学校暴力の予防及び対策に関する次の各号に掲げる事項を審議するため、國務総理の所轄の下に学校暴力対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

(7) スクールカウンセラーに相当。

(8) 「학교폭력예방 및 대책에 관한 법률 시행령」(学校暴力の予防及び対策に関する法律施行令)

[http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK\\_TYPE=LAW\\_BON&LAW\\_ID=B3663&PROM\\_DT=20130323&PROM\\_NO=24423](http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=B3663&PROM_DT=20130323&PROM_NO=24423)

- 1 学校暴力の予防及び対策に関する基本計画の策定及び実施に対する評価
- 2 学校暴力に関連して、関係中央行政機関及び地方公共団体の長が要請する事項
- 3 学校暴力に関連して、教育庁、第9条の規定による学校暴力対策地域委員会、第10条の2の規定による学校暴力対策地域協議会、第12条の規定による学校暴力対策自治委員会、専門団体及び専門家が要請する事項

### 第8条（対策委員会の構成）

- ① 対策委員会は、委員長2人を含む20人以内の委員をもって構成する。
- ② 国務総理並びに学校暴力対策に関する専門知識及び経験が豊富な専門家の中から大統領が委嘱する者が共同して委員長となり、委員長がともにやむを得ない理由で職務を遂行することができないときは、国務総理が指名した委員がその職務を代行する。
- ③ 委員は、次の各号に掲げる者の中から大統領が委嘱する者とする。ただし、第1号に掲げる者は、当然に委員とする。
  - 1 企画財政部長官、未来創造科学部長官、教育部長官、法務部長官、安全行政部長官、文化体育観光部長官、保健福祉部長官、女性家族部長官、放送通信委員会委員長及び警察庁長
  - 2 学校暴力対策に関する専門知識及び経験が豊富な専門家の中から、第1号に掲げる委員がそれぞれ1人ずつ推薦する者
  - 3 関係中央行政機関に所属する3級公務員<sup>(9)</sup>

- 又は高位公務員団<sup>(10)</sup>に属する公務員であつて、青少年又は医療関連業務を担当する者
- 4 大学又は公認された研究機関において、助教授以上又はそれに相当する職にあり、又は当該職にあった者であつて、学校暴力問題及びこれに伴う相談又は心理に関して専門知識があるもの
- 5 裁判官、検察官又は弁護士
- 6 専門団体において、青少年保護活動を5年以上専門的に担当した者
- 7 医師の資格がある者
- 8 学校運営委員会<sup>(11)</sup>活動及び青少年保護活動の経験が豊富な保護者
- ④ 委員長を含む委員の任期は2年とし、1回に限り再任されることができる。
- ⑤ 委員会の効率的運用及び支援のため幹事1人を置き、幹事は、教育部長官とする。
- ⑥ 委員会に上程する案件を事前に検討する等、案件の審議を支援し、又は委員会が委任した案件を審議するため、対策委員会に学校暴力対策実務委員会（以下「実務委員会」という。）を置く。
- ⑦ その他対策委員会の運営並びに実務委員会の構成及び運営に必要な事項は、大統領令で定める。

### 第9条（学校暴力対策地域委員会の設置）

- ① 地域の学校暴力問題を解決するため、市・道に学校暴力対策地域委員会（以下「地域委員会」という。）を置く。
- ② 特別市長、広域市長、特別自治市長、道知事及び特別自治道知事は、地域委員会の運営

(9) 室・局長級に相当。

(10) 幹部公務員の任用のために2006年に導入された人材プール制度。

(11) 初等中等教育法第31条の規定により、小学校から高等学校まで、学校ごとに学校運営委員会の設置が義務付けられている。同委員会は、教員代表、保護者代表、地域社会代表で構成され、学校の運営に関する事項について審議する。同委員会の詳細については次の資料を参照。「韓国の教育自治」自治体国際化協会、2004.5, pp.15-20. ([http://www.clair.or.jp/j/forum/c\\_report/pdf/254.pdf](http://www.clair.or.jp/j/forum/c_report/pdf/254.pdf))

及び活動に関し市・道の教育監（以下「教育監」という。）と協議しなければならない、その効果的な運営のため、実務委員会を置くことができる。

- ③ 地域委員会は、委員長1人を含む11人以内の委員をもって構成する。
- ④ 地域委員会及び第2項の規定による実務委員会の構成及び運営に必要な事項は、大統領令で定める。

#### 第10条（学校暴力対策地域委員会の機能等）

- ① 地域委員会は、基本計画に基づき、毎年、地域の学校暴力予防対策を策定する。
- ② 地域委員会は、当該地域で発生した学校暴力について、教育監及び地方警察庁長に関連資料〔の提供〕を要請することができる。
- ③ 教育監は、地域委員会の意見を聴き、第16条第1項第1号から第3号までに掲げる規定又は第17条第1項第5号に掲げる相談、治療及び教育を〔それぞれ〕担当する相談機関、治療機関及び教育機関を指定しなければならない。
- ④ 教育監は、第3項の規定による相談機関、治療機関及び教育機関を指定するときは、当該機関の名称、所在地及び業務を、インターネットホームページに掲示し、その他多様な方法により、保護者に知らせよう努力しなければならない。

#### 第10条の2（学校暴力対策地域協議会の設置及び運営）

- ① 学校暴力予防対策を策定し、機関別推進計画、相互協力及び相互支援策等を協議するため、市、郡及び区に学校暴力対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を置く。
- ② 地域協議会は、委員長1名を含む20人前後の委員をもって構成する。
- ③ その他地域協議会の構成及び運営に必要な

事項は、大統領令で定める。

#### 第11条（教育監の任務）

- ① 教育監は、市・道教育庁に、学校暴力の予防及び対策を担当する専担部署を設置して運営しなければならない。
- ② 教育監は、その管轄区域内で学校暴力が発生したときは、当該学校の長及び関連学校の長にその経過及び結果の報告を要求することができる。
- ③ 教育監は、その管轄区域内の学校暴力が管轄区域外の学校暴力に関連があるときは、当該管轄地域の教育監と協議し、適切な措置を講じなければならない。
- ④ 教育監は、学校の長に対し、学校暴力の予防及び対策に関する実施計画を策定させ、これを実施させなければならない。
- ⑤ 教育監は、第12条の規定による自治委員会が処理した学校における学校暴力の頻度を、学校の長に対する業務遂行評価に否定的な資料として使用してはならない。
- ⑥ 教育監は、第17条第1項第8号に掲げる転校については、その実現に必要な措置を講じなければならない、第17条第1項第9号に掲げる退学処分については、当該児童・生徒の健全な成長のため、他の学校への再入学等、適切な対策を考えなければならない。
- ⑦ 教育監は、対策委員会及び地域委員会に管轄区域内の学校暴力の実態及び対策に関する事項を報告して公表しなければならない。管轄区域外の学校暴力関連事項のうち管轄区域内の学校に関連するものについても同様とする。
- ⑧ 教育監は、学校暴力の実態を把握し、学校暴力に対する効率的な予防対策を策定するため、学校暴力実態調査を年2回以上実施しなければならない。
- ⑨ 教育監は、学校暴力等に関する調査、相談、

治療プログラム運営等のための専門機関を設置して運営することができる。

- ⑩ 教育監は、その管轄区域において学校暴力が発生したときに、当該学校の長又は所属教員がその経過及び結果を報告するに当たり、[学校暴力の]矮小化及び隠蔽を図ろうとしたときは、教育公務員法<sup>12)</sup>第50条及び私立学校法<sup>13)</sup>第62条の規定による懲戒委員会に、懲戒議決を要求しなければならない。
- ⑪ 教育監は、その管轄区域において、学校暴力の予防及び対策の整備に寄与するところが著しい学校又は所属教員に、褒賞を授与し、又は所属教員の勤務成績評定に加算点を付与することができる。
- ⑫ 第1項の規定により設置される専担部署の構成、第8項の規定により実施される学校暴力実態調査及び第9項の規定による専門機関の設置について必要な事項は、大統領令で定める。

#### 第11条の2 (学校暴力の調査、相談等)

- ① 教育監は、学校暴力の予防、事後措置等のため、次の各号に掲げる調査、相談等を行うことができる。
  - 1 学校暴力の被害児童・生徒の相談及び加害児童・生徒の調査
  - 2 必要に応じ、加害児童・生徒の保護者の調査
  - 3 学校暴力の予防及び対策に関する計画の履行の指導
  - 4 管轄区域の学校暴力グループの取締り
  - 5 学校暴力予防のための民間機関及び事業所の立入検査

6 その他学校暴力等に関連して必要とする事項

- ② 教育監は、第1項の規定による調査、相談等の業務を大統領令で定める機関又は団体に委託することができる。
- ③ 教育監及び第2項の規定による委託機関又は委託団体の長は、第1項の規定による調査、相談等を行うに当たり必要ときは、関係機関の長に協力を要請することができる。
- ④ 第1項の規定による調査、相談等を行う関係職員は、その権限を表示する証票を持ち、それを関係人に提示しなければならない。
- ⑤ 第1項第1号及び第4号の調査等の結果は、学校の長及び保護者に通知しなければならない。

#### 第11条の3 (関係機関との協力等)

- ① 教育部長官、教育監、地域教育長及び学校の長は、警察庁長、地方警察庁長、管轄警察署長及び関係機関の長に対し、学校暴力に関連した個人情報等[の提供]を要請することができる。
- ② 第1項の規定により情報の提供を要請された警察庁長、地方警察庁長、管轄警察署長及び関係機関の長は、特別な事情がないときは、これに応じなければならない。
- ③ 第1項及び第2項の規定による関係機関との協力事項、手続等に関し必要な事項は、大統領令で定める。

#### 第12条 (学校暴力対策自治委員会の設置及び機能)

- ① 学校暴力の予防及び対策に関連した事項を

(12) 「교육공무원법」(教育公務員法) <[http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK\\_TYPE=LAW\\_BON&LAW\\_ID=A1422&PROM\\_DT=20130323&PROM\\_NO=11690](http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1422&PROM_DT=20130323&PROM_NO=11690)>

(13) 「사립학교법」(私立学校法) <[http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK\\_TYPE=LAW\\_BON&LAW\\_ID=A0799&PROM\\_DT=20130323&PROM\\_NO=11690](http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A0799&PROM_DT=20130323&PROM_NO=11690)>

審議するため、学校に、学校暴力対策自治委員会（以下「自治委員会」という。）を置く。ただし、自治委員会の構成に当たり、大統領令で定める事由<sup>(14)</sup>があるときは、教育監〔へ〕の報告を経て、2以上の学校が共同して自治委員会を構成することができる。

② 自治委員会は、学校暴力の予防、対策等のため、次の各号に掲げる事項を審議する。

1 学校暴力の予防及び対策の策定のための学校の体制の構築

2 被害児童・生徒の保護

3 加害児童・生徒に対する指導及び懲戒

4 被害児童・生徒と加害児童・生徒の間の紛争の調停

5 その他大統領令で定める事項

③ 自治委員会は、当該地域において発生した学校暴力に対し、学校の長及び管轄警察署長に、関連資料〔の提供〕を要請することができる。

④ 自治委員会の設置、運営等に必要な事項は、地域、学校の規模等を考慮し、大統領令で定める。

### 第13条（自治委員会の構成及び運営）

① 自治委員会は、委員長1人を含む5人以上10人以内の委員をもって構成し、大統領令で定めるところにより、全委員の過半数を、保護者全体会議において直接選出された保護者代表に委嘱しなければならない。ただし、保護者全体会議において、保護者代表を選出することが困難であるときは、学級別代表をもって構成する保護者代表会議において選出された保護者代表に委嘱することができる。

② 自治委員会は、4半期ごとに1回以上開催し、自治委員会の委員長は、次の各号のい

れかに該当する場合には、会議を招集しなければならない。

1 自治委員会の在籍委員の4分の1以上が要請するとき。

2 学校の長が要請するとき。

3 被害児童・生徒又はその保護者が要請するとき。

4 学校暴力が発生した事実の通報又は報告を受けたとき。

5 加害児童・生徒が〔被害児童・生徒又は通報・告発した児童・生徒に対し〕脅迫又は報復をした事実の通報又は報告を受けたとき。

6 その他委員長が必要と認めるとき。

③ 自治委員会は、会議の日時、場所、出席委員、討議内容、議決事項等が記録された会議録を作成して保存しなければならない。

④ その他自治委員会の構成及び運営に必要な事項は、大統領令で定める。

### 第14条（専門相談教師の配置及び担当チーム<sup>(15)</sup>の構成）

① 学校の長は、学校に、大統領令で定めるところにより相談室を設置し、初等中等教育法第19条の2の規定により専門相談教師を置く。

② 専門相談教師は、学校の長及び自治委員会の要求があるときは、学校暴力の被害児童・生徒及び加害児童・生徒との面談結果を報告しなければならない。

③ 学校の長は、学校暴力問題を担当するチーム（以下「担当チーム」という。）を、教頭、専門相談教師、保健教師<sup>(16)</sup>、責任教師（学校暴力問題を担当する教師をいう）等をもって構成し、学校暴力を認知したときは、遅滞な

(14) 被害者と加害者が、それぞれ別の学校に所属する場合を指す。

(15) 原文では「専担機構」である。

(16) 養護教諭に相当。

く〔当該学校の〕担当チーム又は所属教員に対し、加害及び被害の事実を確認させるものとする。

- ④ 担当チームは、学校暴力に対する実態調査（以下「実態調査」という。）及び学校暴力予防プログラムを作成・実施し、学校の長及び自治委員会の要求があるときは、学校暴力に関連した調査結果等の活動結果を報告しなければならない。
- ⑤ 被害児童・生徒又はその保護者は、被害事実の確認のため、担当チームに実態調査を要求することができる。
- ⑥ 国及び地方公共団体は、実態調査に関する財政支援を行い、関係行政機関は、実態調査に協力しなければならない。学校の長は、担当チームに行政的及び財政的な支援を行うことができる。
- ⑦ 担当チームは、性暴力等の特殊な学校暴力事件に対する実態調査の専門性を確保するために必要ときは、専門機関に実態調査を依頼することができる。この場合においては、当該依頼は自治委員会委員長〔と〕の協議を経て、学校の長の名義で行わなければならない。
- ⑧ その他担当チームの運営等に必要事項は、大統領令で定める。

#### 第15条（学校暴力予防教育等）

- ① 学校の長は、児童・生徒に対し、その肉体的及び精神的な保護並びに学校暴力の予防のための教育（学校暴力の概念、実態、対処案等〔に関する教育〕を含まなければならない）を、学期ごとに1回以上実施しなければならない。
- ② 学校の長は、学校暴力の予防、対策等のための教職員及び保護者に対する教育を、学期

ごとに1回以上実施しなければならない。

- ③ 学校の長は、第1項の規定による学校暴力予防教育プログラムの構成、運用等について担当チームと協議し、これを専門団体又は専門家に委託することができる。
- ④ 学校の長は、第1項から第3項までの規定による学校暴力予防教育プログラムの構成及び運用計画を、保護者が容易に確認することができるよう、インターネットホームページに掲示し、その他多様な方法により保護者に知らせよう努力しなければならない。
- ⑤ その他学校暴力の予防教育の実施に関する事項は、大統領令で定める。

#### 第16条（被害児童・生徒の保護）

- ① 自治委員会は、被害児童・生徒の保護のために必要と認めるときは、被害児童・生徒に対し、次の各号に掲げる措置（2以上の措置を併せて講じる場合を含む）を講じることを学校の長に要請することができる。ただし、学校の長は、被害児童・生徒の保護のために急を要すると認めるとき又は被害児童・生徒が緊急の保護の要請を行うときは、自治委員会の要請前に、第1号、第2号及び第6号の措置を講じることができる。この場合においては、自治委員会に直ちに報告しなければならない。

1 心理相談及び助言

2 一時保護

3 治療及び治療のための療養

4 学級交替

5 削除<sup>(17)</sup>

6 その他被害児童・生徒の保護のために必要な措置

- ② 自治委員会は、第1項の規定による措置を要請する前に、被害児童・生徒及びその保護

(17) 2012年3月の改正により、被害児童・生徒に対する「転校勧告」が削除された。

者に意見陳述の機会を付与する等の適切な手続を経なければならない。

- ③ 第1項の規定による要請があるときは、学校の長は、被害児童・生徒の保護者の同意を得て7日以内に当該措置を講じて、これを自治委員会に報告しなければならない。
- ④ 第1項の規定による措置等の保護が必要な児童・生徒に対し、学校の長が認めるときは、その措置に必要な欠席を出席日数に算入することができる。
- ⑤ 学校の長が、[被害児童・生徒の]成績等を評価するに当たり、第3項の規定による措置により、児童・生徒に不利益を与えないよう努力しなければならない。
- ⑥ 被害児童・生徒が、専門団体又は専門家から第1項第1号から第3号までの規定による相談等を受けるために必要な費用は、加害児童・生徒の保護者が負担しなければならない。ただし、被害児童・生徒の迅速な治療のため、学校の長又は被害児童・生徒の保護者の要望があるときは、学校安全事故の予防及び補償に関する法律<sup>(18)</sup>第15条の規定による学校安全共済会又は市・道の教育庁が負担し、加害児童・生徒の保護者に対する求償権を行使することができる。
- ⑦ 学校の長又は被害児童・生徒の保護者は、必要に応じ、学校安全事故の予防及び補償に関する法律第34条の規定による共済給与を、学校安全共済会に直接請求することができる。
- ⑧ 被害児童・生徒の保護及び第6項の規定による支援の範囲、求償の範囲、[費用の]支給手続等に必要な事項は、大統領令で定める。

## 第16条の2 (障害のある児童・生徒の保護)

- ① 何人も、障害等を理由として障害児童・生徒に学校暴力を行使してはならない。
- ② 自治委員会は、学校暴力により被害を受けた障害児童・生徒の保護のため、障害者専門の相談員の相談又は障害者専門の治療機関での療養措置を学校の長に要請することができる。
- ③ 第2項の規定による要請があるときは、学校の長は、当該措置を講じなければならない。この場合については、第16条第6項の規定を準用する。

## 第17条 (加害児童・生徒に対する措置)

- ① 自治委員会は、被害児童・生徒の保護並びに加害児童・生徒の指導及び教育のため、加害児童・生徒に対し、次の各号に掲げる措置(2以上の措置を併せて講じる場合を含む)を講じることを学校の長に要請しなければならない。各措置別適用基準は、大統領令で定める。ただし、退学処分は、義務教育課程にある加害児童・生徒に対しては適用しない。
  - 1 被害児童・生徒に対する書面による謝罪
  - 2 被害児童・生徒及び通報・告発をした児童・生徒に対する接触、脅迫及び報復行為の禁止
  - 3 学校における奉仕
  - 4 社会奉仕
  - 5 学内外の専門家による特別教育の履修又は心理療法[の受療]
  - 6 出席停止
  - 7 学級交替
  - 8 転校
  - 9 退学処分
- ② 第1項の規定により、自治委員会が学校の長に加害児童・生徒に対して同項各号に掲げ

(18) 「학교안전사고 예방 및 보상에 관한 법률」(学校安全事故の予防及び補償に関する法律) ([http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK\\_TYPE=LAW\\_BON&LAW\\_ID=A2041&PROM\\_DT=20130323&PROM\\_NO=11690](http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A2041&PROM_DT=20130323&PROM_NO=11690))

- る措置を要請する場合において、その理由が被害児童・生徒又は通報若しくは告発をした児童・生徒に対する脅迫又は報復行為であるときは、同項各号の措置を併せて講じ、又は措置の内容を加重することができる。
- ③ 第1項第2号から第4号まで及び第6号から第8号までの処分を受けた加害児童・生徒は、教育監が定めた機関において、特別教育を履修し、又は心理療法を受けなければならないが、その期間は、自治委員会が定める。
- ④ 学校の長は、加害児童・生徒に対する指導が急を要すると認めるときは、まず第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号の措置を講じることができ、第5号の措置と第6号の措置は併せて講じることができる。この場合においては、自治委員会に直ちに報告してその追認を受けなければならない。
- ⑤ 自治委員会は、第1項又は第2項の規定による措置を要請する前に、加害児童・生徒及び保護者に意見陳述の機会を付与する等の適切な手続を経なければならない。
- ⑥ 第1項の規定による要請があるときは、学校の長は、14日以内に当該措置を講じなければならない。
- ⑦ 学校の長が、第4項の規定による措置を講じたときは、加害児童・生徒及びその保護者にこれを通知しなければならないが、加害児童・生徒がこれを拒否し、又は避けるときは、初等中等教育法第18条の規定により懲戒しなければならない。
- ⑧ 加害児童・生徒が第1項第3号から第5号までの規定による措置を受けたときは、これに関連した欠席は、学校の長が認めるときは、出席日数に算入することができる。
- ⑨ 自治委員会は、加害児童・生徒が特別教育を履修するときは、当該児童・生徒の保護者とともに教育を受けさせなければならない。
- ⑩ 加害児童・生徒が他の学校へ転校した後は、転校前の、被害児童・生徒が所属する学校へ再び転校することがないようにしなければならない。
- ⑪ 第1項第2号から第9号までの規定による処分を受けた児童・生徒が、当該措置を拒否し、又は避けるときは、自治委員会は、第7項の規定にかかわらず、大統領令で定めるところにより、他の措置を追加して講じることが学校長の長に要請することができる。
- ⑫ 加害児童・生徒に対する措置及び第11条第6項の規定による再入学等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

#### 第17条2（審査の請求）

- ① 自治委員会又は学校の長が、第16条第1項及び第17条第1項の規定により講じた措置に対し、不服のある被害児童・生徒又はその保護者は、その措置を受けた日から15日以内〔又は〕その措置を知った日から10日以内に、地域委員会に審査<sup>(19)</sup>を請求することができる。
- ② 自治委員会が講じた第17条第1項第8号及び第9号に掲げる措置に対し不服のある児童・生徒又はその保護者は、その措置を受けた日から15日以内〔又は〕その措置を知った日から10日以内に、初等中等教育法第18条の3の規定による市・道児童・生徒懲戒調停委員会に審査を請求することができる。
- ③ 地域委員会が、第1項の規定による審査請求を受けたときは、30日以内にこれを審査して決定し、請求人に通知しなければならない。
- ④ 第3項の規定による決定に不服のある請求人は、その通知を受けた日から60日以内に

(19) 原文では「再審」であるが、自治委員会の決定に対する審査という意味で、本稿では「審査」と訳出する。



行政審判を提起することができる。

- ⑤ 第1項の規定による審査請求、第3項の規定による審査の手続、決定の通知等に必要な事項は、大統領令で定める。
- ⑥ 第2項の規定による審査の請求、審査の手続、決定の通知等については、初等中等教育法第18条の2第2項から第4項までの規定を準用する。

#### 第18条（紛争の調停）

- ① 自治委員会は、学校暴力に関連した紛争があるときは、当該紛争を調停することができる。
- ② 第1項の規定による紛争の調停期間は、1か月を超えることができない。
- ③ 学校暴力に関連した紛争の調停には、次の各号に掲げる事項を含む。
  - 1 被害児童・生徒と加害児童・生徒の間又はその保護者の間の損害賠償に関連した調停
  - 2 その他自治委員会が必要と認める事項
- ④ 自治委員会は、紛争の調停に必要と認めるときは、関係機関の協力を得て、学校暴力に関連した事項を調査することができる。
- ⑤ 自治委員会が紛争を調停しようとするときは、被害児童・生徒、加害児童・生徒及びこれらの保護者に通報しなければならない。
- ⑥ 市・道教育庁の管轄区域内における、所属の学校が異なる児童・生徒相互の間に紛争があるときは、教育監が、当該学校の自治委員会の委員長との協議を経て、直接紛争を調停する。この場合においては、第2項から第5項までの規定を準用する。

#### 第19条（学校の長の義務）

学校の長は、教育監に学校暴力が発生した事実、第16条、第16条の2、第17条、第17条の2及び第18条の規定による措置及び

その結果を報告し、関係機関と協力して校内の学校暴力グループの結成の予防及び解体に努力しなければならない。

#### 第20条（学校暴力の通報義務）

- ① 学校暴力の現場を目撃し、又はその事実を知った者は、これを学校等の関係機関に直ちに通報しなければならない。
- ② 第1項の規定により通報を受けた機関は、これを加害児童・生徒の保護者、被害児童・生徒の保護者及び当該学校の長に通報しなければならない。
- ③ 第2項の規定により通報を受けた当該学校の長は、これを自治委員会に遅滞なく通報しなければならない。
- ④ 何人も、学校暴力の予備、陰謀等を知ったときは、これを学校の長又は自治委員会に告発することができる。ただし、教員がこれを知ったときは、学校の長に報告し、当該保護者に知らせなければならない。
- ⑤ 何人も、第1項から第4項までの規定により学校暴力を通報した者に、その通報行為を理由に不利益を与えてはならない。

#### 第20条の2（緊急電話の設置等）

- ① 国及び地方公共団体は、学校暴力の通報を随時受け、これに関する相談に応じることができるよう、緊急電話を設置しなければならない。
- ② 国及び地方公共団体は、第1項の規定による緊急電話の設置及び運営を、大統領令で定める機関又は団体に委託することができる。
- ③ 第1項及び第2項の規定による緊急電話の設置、運営及び委託に必要な事項は、大統領令で定める。

#### 第20条の3（情報通信網による学校暴力等）

第2条第1項の規定による情報通信網を利

用したわいせつ情報及び暴力情報等による身体上及び精神上の被害〔の治療等〕に関して必要な事項は、別に法律で定める。

#### 第20条の4（情報通信網の利用等）

- ① 国、地方公共団体又は教育監は、学校暴力予防業務等を効果的に遂行するために必要なときは、情報通信網を利用することができる。
- ② 国、地方公共団体又は教育監は、学校又は児童・生徒（その保護者を含む。）が第1項の規定により情報通信網を利用して学校暴力予防業務等を行うときは、次の各号に掲げる費用の全部又は一部を支援することができる。
  - 1 学校又は児童・生徒（その保護者を含む。）による電気通信設備の購入又は利用に必要な費用
  - 2 学校又は児童・生徒（その保護者を含む。）に課金される電気通信役務料金
- ③ その他情報通信網の利用等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

#### 第20条の5（児童・生徒保護人員の配置等）

- ① 国、地方公共団体又は学校の長は、学校暴力を予防するため、学校内に児童・生徒保護人員を配置して活用することができる。
- ② 国、地方公共団体又は学校の長は、第1項の規定による児童・生徒保護人員の配置及び活用に関する業務について、関係専門機関又は関係団体に委託することができる。
- ③ 第2項の規定により、児童・生徒保護人員の配置及び活用に関する業務を委託された関

係専門機関又は関係団体は、当該業務を行うに当たり、学校の長と十分に協議しなければならない。

#### 第20条の6（映像情報処理機器の統管制）

- ① 国及び地方公共団体は、学校暴力予防業務を効果的に遂行するため、教育監と協議し、学校の内外に設置された映像情報処理機器<sup>20)</sup>（個人情報保護法<sup>21)</sup>第2条第7号の規定による映像情報処理機器をいう。以下この条において同じ。）の統管制<sup>22)</sup>を行うことができる。この場合において、国及び地方公共団体は、統管制に必要な範囲内において、最小限の個人情報のみを処理しなければならない、目的外の用途に使用してはならない。
- ② 第1項の規定により、映像情報処理機器の統管制をしようとする国及び地方公共団体は、公聴会又は説明会の開催等、大統領令で定める手続を経て、関係する専門家及び利害関係者の意見を取りまとめなければならない。
- ③ 第1項の規定により、学校の内外に設置された映像情報処理機器の統管制をするときには、当該学校の映像情報処理機器運用者は、個人情報保護法第25条第4項の規定による措置<sup>23)</sup>を通じてその事実を情報主体<sup>24)</sup>に知らせなければならない。
- ④ 統管制に関し、この法律に特別の定めがある場合を除き、個人情報保護法の規定を適用する。
- ⑤ その他映像情報処理機器の統管制に必要な事項は、大統領令で定める。

20) 防犯カメラを指す。

21) 「개인정보 보호법」(個人情報保護法)〈[http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK\\_TYPE=LAW\\_BON&LAW\\_ID=A3370&PROM\\_DT=20130323&PROM\\_NO=11690](http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A3370&PROM_DT=20130323&PROM_NO=11690)〉

22) 複数の学校の防犯カメラを一元的に監視・管理することを指す。

23) 案内板の設置等を指す。

24) 個人情報保護法第2条第3号の規定によると、「情報主体」とは、「処理される情報により識別することができる者であって、当該情報の主体となるもの」を指す。

## 第 21 条 (秘密漏洩の禁止等)

- ① この法律の規定により学校暴力の予防及び対策に関連した業務を行い、又は行った者は、その職務により知った秘密又は加害児童・生徒、被害児童・生徒若しくは第 20 条の規定による通報者若しくは告発者に関連した資料を漏洩してはならない。
- ② 第 1 項の規定による秘密の具体的な範囲は、大統領令で定める。
- ③ 第 16 条、第 16 条の 2、第 17 条、第 17 条の 2 及び第 18 条の規定による自治委員会の会議は、公開しない。ただし、被害児童・生徒、加害児童・生徒又はこれらの保護者が、会議

録の閲覧、複写等の会議録の開示を申請したときは、児童・生徒及びその家族の氏名、住民登録番号、住所、委員の氏名等の個人情報に関する事項を除き、開示しなければならない。

## 第 22 条 (罰則)

- ① 第 21 条第 1 項の規定に違反した者は、300 万ウォン以下の罰金に処す。
- ② 第 17 条第 9 項の規定による自治委員会の教育履修措置に従わない保護者には、300 万ウォン以下の過料を科する。

(ふじわら なつと)